

公正取引委員会の取り組み

平成15年11月

公正取引委員会 柴田愛子

カルテル、談合は多い

- 事業者がほかの事業者と共同して、市場での競争を実質的に制限すること。
- 参入制限、市場分割、販売価格や数量など
- 14年度は37件の価格カルテルと入札談合の事件で561事業者に課徴金の納付命令（43億円）

カルテルの累犯ケースが多い

- 1.土木工事業者の入札談合事件
4社 14年間 4回
- 水道メーターメーカー入札談合事件
4社 9年間 3回
- 電気メーカーのカルテル、談合事件
3社 8年間 2回以上

なぜ、カルテルも減らないし、 累犯も多いのでしょうか？

- カルテルの過剰利益が課徴金
- だめもと
- カルテルの過剰利益は売上額の6%より大きいデータあり

カルテル審査開始前と後の価格の減少
平均21%

報告書 措置体系の見直し」

A. YES : カルテルを結ぶ

カルテルの利益

> 捕まる確率 (小) × 課徴金 (小)

B. NO : カルテルを結ばない

カルテルの利益

< 捕まる確率 (大) × 課徴金 (大)



カルテルへの対応策

1. 課徴金を引き上げる

カルテルの過剰利益 + 社会的損失分

2. カルテルを捕まえる確率を上げる

減免制度 (Leniency) の導入

- かように、課徴金増加と減免制度はセット
- 調査権限の見直し 犯則調査権限の導入